

令和6年度

子育て世帯の方へお知らせ

追加給付金 5万円 / 子ども1人あたり

令和6年度新たに住民税非課税となる世帯・住民税均等割のみ課税となる世帯(基準日:R6.6.3)のうち、18歳以下(18歳の誕生日以降最初の3月31日までの児童)のお子さんがある世帯に対して **子ども1人あたり5万円を追加で給付**します。

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!!

Q1 令和5年度住民税非課税世帯または
住民税均等割のみ課税世帯でしたか?

NO

※住民税均等割のみ課税世帯とは、
「均等割(5500円)のみ課税者」または「均等割のみ課
税者と均等割非課税者」のみで構成される世帯のことです

YES 対象外です

※令和5年度に住民税非課税世帯または住民税均等
割のみ課税世帯の方(給付金を受け取っていない
方も含む)は、今回は対象となりません!

修正申告で令和5年度に住民税非課税または住民税均
等割のみ課税世帯になった場合も申請期限が終わって
いるので対象外です

Q2 令和6年度住民税非課税世帯または、
住民税均等割のみ課税世帯ですか?

YES

※修正申告で令和6年度に住民税非課税または住民税均等
割のみ課税世帯になった場合は対象になります

NO

対象外です

※所得税や住民税所得割を納税している
方には、「定額減税」または「定額減
税・調整給付金」があります!

Q3 令和6年7月中旬以降、市から世帯主
に対して「10万円給付の確認書」と「こど
も加算給付の確認書」が届きましたか?

YES

※1世帯あたり10万円の給付金と、子ども加算(1人あたり
5万円)給付金は、それぞれお手続きください

NO

対象外です

※ただし、6月3日の基準日以降、離婚
等で世帯構成が変わった場合などは給
付を受けられることがあります。



申請手続き

- ・確認書には、7月1日時点で市に
住民登録があるお子さんを表示しています
- ・間違いがなければ、オンライン申請または
添付書類を添えて返信してください。

確認書に記載のQRコードから簡単にオンライン申請ができます!

オンラインが
おすすめ

詳しくは唐津市HPで!

申請期限

令和6年10月31日(木)

※当日消印有効

【注意事項】

令和6年7月1日時点で、次に該当するようなことはありませんか?
追加給付の対象となりますので、**必ず申請手続きをしてください**

- ☒ 入寮等の理由で他の住所地に居住するお子さんがいるとき
- ☒ 出産予定(R6.10.31(木)までに生まれたお子さんは追加給付の対象です!!)



0955-53-8091

唐津市給付金コールセンター

受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

受付窓口

唐津市役所2階 福祉総務課(⑤番窓口) 各市民センター総務・福祉課

お問い合わせは
こちらまで